

電話加入権の解約について

電話加入権は電話回線を利用する場合に必要な権利であり、施設設置負担金を支払うことで発生します。現在 36,000 円(税抜)ですが中古市場では数千円程度で取引されているものもあります。近年は通常の電話回線よりも利用料金の安価なインターネット回線が普及したこと等に伴いその価値は大幅に下がっています。

電話加入権は、税務上は固定資産ですが、償却費を計上できない上、評価損の計上も認められていません。

◆解約

一定の手続きをして解約した場合は返金があるわけではありませんが、電話加入権として貸借対照表に計上している額が除却損として経費になります。

今後の利用見込みがなければ解約して除却することを検討されたいかがでしょうか。

◆利用休止

利用休止の申出から 5 年単位で利用休止期間を更新できます。5 年経過しても継続・再取付申出がない場合、更に 5 年経過した時点で電話契約は解約されたこととなります。

利用休止の申出→5 年経過後再利用の申出等がない場合→利用休止期間の自動延長→5 年経過→自動解約

自動解約の事実が生じた事業年度に電話加入権として貸借対照表に計上している額が除却損として経費になります。

自動解約時にNTTから自動解約の連絡はありません。電話回線の利用休止の申出を行ってから長期間が経過している場合には、自動解約の時期について確認しておきましょう。契約者が「116」に問い合わせすることで休止状況の確認ができます。